

自転車生活サポート 提供に関する特定商取引法に基づく表示

自転車生活サポートの提供に関する重要なことが記載されています。以下の内容を十分にお読み下さい。自転車生活サポートの内容につきましては、「自転車生活サポート」に関する重要事項説明書をご確認ください。

●自転車生活サポート 提供事業者：

別表Ⅰのうち、お客さまに別途交付される「申込書控え」または「お申込内容確認書」にて特定される事業者(以下、「サービス提供事業者」といいます。)です。

●自転車生活サポート 提供価格（月額基本料金）：

サービス名	提供価格
自転車生活サポート	400円（税込440円）

既に弊社が提供する J:COM TV・J:COM NET・J:COM PHONE・緊急地震速報サービス（以下、「J:COM サービス」といいます。）にご加入のお客さま（自転車生活サポートと併せて J:COM サービスの追加申込みを行うお客様を含みます。）の場合、お客さまのお申込みを弊社が承諾した日を含む月（以下「利用契約成立月」といいます。）の月額基本料金を無料とし、翌月から月額基本料金を請求します。J:COM サービスの新規申込みと同時に本サービスのお申込みをされたお客さまの場合、J:COM サービスの工事完了日の属する月の月額基本料金を無料とし、翌月から月額基本料金を請求します。解約月は1ヶ月分の月額基本料金を請求します。

●自転車生活サポートの提供時期：

既に J:COM サービスにご加入のお客さまへの自転車生活サポートの提供時期は、利用契約成立月の翌月1日から、契約終了日が属する月の末日までの期間です。J:COM サービスの新規申込みと同時に自転車生活サポートのお申込みをされたお客さまへの自転車生活サポートの提供時期は、J:COM サービスの工事完了月の翌月1日から、契約終了日が属する月の末日までの期間です。

●支払方法および支払時期：

利用契約成立月の翌月から、J:COM サービスの料金のお支払い時に一括して、加入申込書でお客さまが指定したお支払方法（金融機関の口座からの自動振替もしくはクレジットカードによる決済手段）にてお支払いいただきます。

●クーリング・オフについて：

1. 本書面の受領日から8日を経過する日までに弊社に書面でお申し出いただければ、自転車生活サポートに関する契約を解除することができます。ただし、弊社が別に定める J:COM TV サービス加入契約約款に規定する放送サービス、インターネット接続サービス契約約款に規定するインターネット接続サービス、プライマリ電話サービス加入契約約款に規定する電話サービス、J:COM PHONE プラスサービス契約約款に規定する J:COM PHONE プラス電話サービス、J:COM MOBILE (プラン a) 契約約款に定める J:COM MOBILE サービス、J:COM MOBILE (プラン i) 契約約款に定める J:COM MOBILE サービス、J:COM 緊急地震速報サービス利用規約に規定する J:COM 緊急地震速報サービスまたは J:COM WiMAX2+サービス利用規約に規定する J:COM WiMAX2+サービスの新規申込みと同時に自転車生活サポートのお申込みをされた場合、別途弊社が交付する「ご契約内容のご案内」(契約締結後書面)をお客さまが受領日から8日を経過するまでの間、弊社に書面でお申し出いただければ、自転車生活サポートに関する契約を解除することができます。
2. 1にかかわらず、弊社がクーリング・オフを妨げるために、事実と異なる説明をしたことによりお客さまが誤認をし、または弊社が威迫したことによりお客さまが困惑し、これらによって1の期間内にクーリング・オフを行えなかった場合には、別途弊社が作成しますクーリング・オフ妨害の解消のための書面を、お客さまが弊社から受領した日から8日を経過する日までに弊社に書面でお申し出いただくことにより、クーリング・オフを行うことができます。
3. 1または2のクーリング・オフは、お客さまが1または2のお申し出をされたときに効力が生じます。
4. 1または2のクーリング・オフがあった場合、
 - ① 既に自転車生活サポートがお客さまにおいて提供開始されている場合で、自転車生活サポートの提供終了に要する費用がある場合、当該費用は弊社が負担いたします。
 - ② 既に自転車生活サポートの月額基本料金の全部または一部をお支払いいただいている場合、弊社は速やかに、お支払いいただいた当該全額を返還いたします。
 - ③ お支払いいただく月額基本料金は、直ちに支払いを停止できず、J:COM サービスの月額基本料金などと共に、一旦ご登録のクレジットカードもしくは口座振替でのご請求が発生することがあります。その場合、一旦お支払いいただいた当該料金は、お客さまの J:COM サービスの月額基本料金より差し引く方法により、返金させていただきます。当該月のみで全額を差し引けない場合は、残額を当該翌月以降の月額基本料金より差し引かせていただきます。なお、直接お振込みの方法による返金のご希望がございましたら、別途お申し出ください。
 - ④ 弊社は、お客さまが自転車生活サポートをご利用することにより得られた利益に相当する金銭、ならびにクーリング・オフに伴い発生する弊社の損害にかかる金額の支払いを請求することはありません。

●制限事項

- ✓ 自転車生活サポートは、自走できなくなった自転車を20kmまで無料で搬送する自転車ロードサービスに、日常生活全般で法律上の賠償責任を負った場合に、最大1億円まで補償する日常生活賠償補償や傷害死亡・後遺障害保険金まで備えた保険が付帯されたサービスです。
- ✓ 自転車生活サポートは、J:COM サービスに既にご加入いただいている、または J:COM サービスに新規申込みと同時に申し込みをいただいたお客さまにご提供いたします。J:COM サービスのご利用には、月額基本料金、工事費などが必要です。J:COM サービスのすべてを解約された場合、自転車生活サポートも併せて解約となります。J:COM サービスの解約には撤去費が必要です。
- ✓ 自転車生活サポートのご利用は、ご加入者さままたはその配偶者、同居のご親族(ご加入者さまの6親等内の血族・3親等内の姻族)、別居の未婚の子(婚姻歴のない方)が対象です。
- ✓ 自転車ロードサービスは、弊社がお客さまの委託を受けて自転車ロードサービス提供会社に取次を行い、実際に自転車ロードサービスが提供されるようにするサービスです。

- ✓ 未成年が自転車ロードサービスをご利用される場合、親権者の事前同意が必要です。
- ✓ お住まいの地域・交通事情・気象状況その他の事由により、自転車ロードサービスの提供に時間がかかる場合や、自転車ロードサービスの提供ができない場合があります。
- ✓ 自転車ロードサービスの搬送距離が 20km を超える場合、自転車ロードサービス提供会社へ別途搬送料金がが必要です。

別表 I

<p>商 号：株式会社ジェイコム札幌 本 店：〒 062-8624 北海道札幌市豊平区月寒東 2 条 18 丁目 7 番 20 号 代表者：代表取締役社長 岩本 好正 電話番号：0120-999-000</p>
<p>商 号：株式会社ジェイコム埼玉・東日本 本 店：〒 330-0061 埼玉県さいたま市浦和区常盤 10 丁目 4 番 1 号 代表者：代表取締役社長 菊池 孝太郎 電話番号：0120-999-000</p>
<p>商 号：土浦ケーブルテレビ株式会社 本 店：〒 300-0051 茨城県土浦市真鍋一丁目 11 番 12 号 延増第一ビル 代表者：代表取締役社長 橋本 祐一 電話番号：0120-999-000</p>
<p>商 号：株式会社ジェイコム千葉 本 店：〒 279-0012 千葉県浦安市入船一丁目 5 番 2 号 プライムタワー新浦安 17 階 代表者：代表取締役社長 石原 哲也 電話番号：0120-999-000</p>
<p>商 号：株式会社ジェイコム東京 本 店：〒 177-0033 東京都練馬区高野台五丁目 22 番 1 号 代表者：代表取締役社長 足立 好久 電話番号：0120-999-000</p>
<p>商 号：株式会社ジェイコム湘南・神奈川 本 店：〒 231-0005 神奈川県横浜市中区本町 4-43 A-PLACE 馬車道 5F 代表者：代表取締役社長 國分 孝夫 電話番号：0120-999-000</p>
<p>商 号：株式会社ジェイコムウエスト 本 店：〒 540-0012 大阪府大阪市中央区谷町 2-3-12 マルイト谷町ビル 代表者：代表取締役社長 原 清 電話番号：0120-999-000</p>
<p>商 号：株式会社ケーブルネット下関 本 店：〒 751-0816 山口県下関市棕野町 3-25-35 代表者：代表取締役社長 岩尾 克也 電話番号：0120-999-000</p>

商 号：株式会社ジェイコム九州

本 店：〒 810-0071 福岡市中央区那の津 3 丁目 13-10 J:COM メディアプラザ

代表者：代表取締役社長 上村 忠

電話番号：0120-999-000

商 号：大分ケーブルテレコム株式会社

本 店：〒 870-1193 大分県大分市松が丘三丁目 1-12

代表者：代表取締役社長 上村 忠

電話番号：097-542-1121